

水島 司著

前近代南インドの社會構造と社會空間

太田 信 宏

本書の著者である水島司氏は、南インドなかでもタミル語圏の農村社會經濟史について數多くの論考をこれまで發表してきている。とくに南インド農村社會におけるイギリス植民地支配の意義は、この分野での水島氏の研究を貫く中心的テーマのひとつと言えよう。イギリス植民地政府が導入した地稅・土地制度のもとで、南インド農村社會は歴史的變化の新たな軌道を描くことになったが、水島氏は植民地化を挟んだ前後數世紀の農村社會經濟構造を對象に、主としてイギリス史料に基づく緻密な研究を行い、植民地化がもたらした變化の内容と意味を明らかにしてきている。そうした研究のなから英領期以前に關する部分をまとめ、植民地化直前の一八世紀における南インド農村社會について、その構造的把握と歴史的變動の解明の二つを試みたものが本書と言えよう。本書を水島氏の既發表論考と較べると、基本的な問題關心のあり方や典據史料、全體的な議論の方向性という點で大きな違いは見られないが、議論の枠組や力點の置き方には異なるところがあるように思われる。しかしながら、ここでは既發表論考への言及は最低限にとどめ、本書そのものの内容に對象を絞って紹介と批評

を行うことにする。

ところで、南インドの植民地期以前の農村社會研究を困難なものにしている要因のひとつとして、史料の不足がある。こうした状況の中で、本書の主史料である『バーナード報告』と『ミラーシダール權益調査報告』は極めて貴重な存在といえる。本書序論の後半部分で説明されているように、兩報告は植民地化前後にイギリス當局によって作成され、『ジャヤーギール地域』（英領期のチングルプット縣にほぼ相當）の二千以上の村落について、生産物分配方法や土地保有状況に關する詳細な數値情報が記録されている。従來の研究で本格的に利用されることがなかったイギリス史料の「發掘」と徹底的分析は、本書に限らない水島氏の研究の特徴のひとつと言える。以下、まずは本書の内容を簡単に紹介する。

「序論」では冒頭で、本書の課題が最近の研究動向と關連付けられつつ提示される。近年のインド史研究では、一八世紀をインド史上にどのように位置付けるかを巡り議論が活発に展開されている。従來、一八世紀はムガル朝衰退とヨーロッパ勢力進出による混亂の時代として描かれることが一般的であった。しかし、近年では一八世紀の諸現象を新たな視點・枠組から捉え直し、これまでの否定的な一八世紀像の再考を迫る研究が發表されている。このような動向を代表するペイリーの研究が、一八世紀北インドにおける「中間層」の發展を指摘していることを紹介したうえで、南インド在地社會の構造的變化を中間層の擡頭に着目して解明することが本書の課題として提示される。本書が中間層として取り上げるのは、具體的には、著者が「村落リーダー」と呼ぶ村落有

力者層であり、彼らは行政や商業、金融等の諸分野で在地社會と外部世界をつなげる役割を果たしていた。なお、ベイリーが論じた「中間層」は都市を主な據點として活動する商人・金融業者であり、水島氏はそれらとの違いを明確にするためにこうした村落リーダーを「中間者」と呼ぶ。「序論」の中心的部分は、本論全體の要約であり、村落リーダー擡頭の背景と、その在地社會への影響を概論する。

第一章「一八世紀南インドの在地社會とミールラス體制」では、一八世紀に村落リーダーがその中から擡頭することになる在地社會のあり方が、「ミールラス體制」という再生産の仕組みを中心に論じられる。植民地化以前の南インド農村社會では、耕作者農民とともに様々な職業（職分）の人々——書記、見張人、大工、鍛冶、床屋、壺作り、洗濯人等——が居住していた。彼らは、村落での生産活動や生活が成り立つために必要な財や労役を人々に提供し、それに對して農業生産物の一部を収入（「取り分」として得る）ことによって、彼ら自身と在地社會全體の再生産を維持していた。職分を果たして取り分を得ることは、相續可能な権利として確立し、ペルシア語の語彙を用いて「ミールラス權」と呼ばれた。「ミールラス體制」とは、こうしたミールラス權保有者が主體とする再生産體制のことである。第一節は、ジャーギール地域の二つの「地域」を事例として取り上げて、ミールラス體制内の各種職分を擔う「カースト」の人数と地理的分布を「バーナード報告」から調査し、以下のような在地社會の特徴を指摘する。第一が、國家のプレゼンスの小ささである。職分のうち國家行政に直接關わるものを保有する人々の数は、壓倒的に少数であった。

第二が、宗教・軍事關係者を含む廣い意味での支配層の存在の厚さである。支配層の中核を構成したのは農業カーストで、彼らは在地社會内部にあつて數的に優位な立場にあり（ボンネリ地域ではヴェツラーラとパツリが併せて人口の二八%を占める）、基層的階層として存在した。また、宗教的權威を帯びたバラモンが人口の一定割合（ボンネリ地域では九%）を占め、武力を行使するポリガール（見張人の職分の保有者）が相當數（ボンネリ地域では最大で五五人）存在した。バラモンが有力寺院や教團組織とながりをもち、ポリガールがときに廣域で活動するように、兩者は在地社會を超えた存在としての側面をもっていた。第三が、再生産體制の超村落性格である。職分保有者（「職人」）の空間的分布は全體的には均衡がとれていたものの、日常的な生活や生産に不可欠な職人が居住していない村が數多く存在した。その一方で、職人の居住の有無を問わず、多くの村では當該職分に伴う取り分が授與されていた。つまり、職人のなかには自分が住む村だけでなく、それ以外の村でも職分を果たして取り分を得ていたものが存在した。このように、再生産體制であるミールラス體制は、一村落的内部で完結していたのではなく、より廣い「在地社會」を單位として成立していた。

第二節では、ミールラス體制のもとで職分保有者が得ていた「取り分」の具體的内容が検討される。取り分は主に免稅地と、農業生産物の一定比率である手當からなり、「バーナード報告」では免稅地はさらに「村落機構に附隨する免稅地」と「村外者の財産である免稅地」に二分されている。前者を所有するのが、村落での日常的な生活と生産に不可欠な職分の保有者であったのに

對して、後者の場合、多くは國家と在地社會の中間に位置する宗教關係者・機關や郡・縣レベルの役人等であつた。一方、手當は、支拂われる段階等に應じて四種類に分類される。これらのうち、脱穀前に支拂われる手當（全收量の約四％に相當）と、脱穀後、生産物が計量される前の段階で支拂われる手當（同じく約五％に相當）の二種類の受け手は、「村落機構に附隨する免稅地」の保有者とは共通する。計量は、國家が在地社會に介入する最初の契機であつたが、その計量より前にこれら二種の手當が分配されたこと、ならびにそれらの手當率が村落間でかなり異なることの二點は、在地社會の自律性を反映している。計量後に國家と耕作者が半分ずつ負擔して支拂う手當（全收量の約一二％に相當）の受け手は、多くが「村外者の財産である免稅地」の保有者でもあつたが、耕作者の使用人も含まれていた。

これらの諸手當が支拂われた後で、残つた收穫が國家と耕作農民の間で分配される。分配率は、耕作地の種類等に應じて異なるだけでなく、耕作農民の性格や階層によつても違いが見られた。ジャーギール地域に近いティヴェンディプラム地域（英領期の南アルコット縣の一部）では、農民は①地域全體の領主的存在であるナッタール、②先祖代々土地に住むウルクディ、③一時的に呼び入れられて耕作するバラクディの三階層に分類され、取り分比率はウルクディよりもバラクディが高く、ナッタールはバラクディよりも高かつた。「領主」であるナッタールはさらに、ウルクディとバラクディから生産物の一〇％を「地代」として得ていた。ジャーギール地域はティルヴェンディプラム地域と異なり、ナッタールは一部にのみ存在し、その地位は形骸化してい

たと考えられる一方、「村落領主」であるミーラーシダールが生産物の一〇％を取り分として得ていたと推測される。なお、「ミーラーシダール」という用語は、職分とそれに附隨する取り分等に對して相續可能な權利（ミーラーズ權）を持つものであれば誰にでも用いられ得るが、本書ではイギリス史料中の用語法を踏襲して、村内の土地に對する權利をもつ「村落領主」のみがミーラーシダールと呼ばれる。ミーラーシダールの土地所有・支配については、第三章前半部でより詳しく論じられる。

第三節では、ミーラーズ體制が社會全體のなかで果たす役割が、他の社會制度や機構との關係から考察される。第一に、カースト體制との關係では、ミーラーズ體制内の各職分はしばしば特定のカーストと結びついていた。兩體制は相互に補強しあう關係にあり、結果として、安定的な社會體制が長期に渡つて維持されることになつた。第二に、國家との關係では、國家は職分保有者の手當を一部負擔し、さらには各種手當を拂つた後の生産物から耕作農民の取り分を除いた部分を自らの取り分としたように、ミーラーズ體制の一員であつた。ただし、ミーラーズ體制の根幹は、「高度な自律性を維持する在地社會」であり、國家は自らの官僚機構を通じて在地社會を支配するといふよりも、在地社會を根幹とするミーラーズ體制に依存する存在であつた。また、國家等に對して自律的に存在した寺院や軍事領主的ポリガールも、ミーラーズ體制内の諸權益を自らの支えとしていた。このようにミーラーズ體制は、國家やポリガール等の在地社會を超えたレベルの存在と在地社會とを結びつけ、社會全體の統合と生産を確保するシステムであつた。近代以前の南インドでは、人々や機構は

ミーラーズ體制に組み入れられて存在し、その富や力、地位は同體制内の職分／取り分のかたちをとった。こうしたミーラーズ體制の機能は、「社會的文法」と呼べるべきものであった。

第二章「商業交易活動の展開とミーラーズ體制の崩壊」では、一八世紀における商業・交易の發展と、それがミーラーズ體制に對して及ぼした影響が論じられる。第一節では、當時の商業活動が、ミーラーズ體制の内側に充分に取り込まれることなく展開していたことが指摘される。例えば、『バーナード報告』には商人や手織工等への免稅地や手當が見られず、また、商人や手織工から關稅とともに徵收された手當の主要な受け手は、在地社會の構成員の一部に限られていた。商業者とミーラーズ體制との關係は「部分的」なものにとどまっていたのである。こうした状況の中で商業の發展はミーラーズ體制の動搖を惹起し、ミーラーズ體制が頻繁に賣買される事態を招くことになった。第二節では、ヨーロッパ諸國の東インド會社による海上交易に牽引された商業の發展が先行研究に依據して概観されるとともに、急成長するマドラスやボンデイシェリー等の植民都市と農村との間の農産物取引の實態が一次史料から檢證される。こうした農産物取引もまた、ミーラーズ體制の外側に展開し、在地社會の再生産體制としての同體制の役割を低下させ、その解體をもたらすものであった。第三節は、増大する農産物取引を支えた流通ネットワークの存在を指摘するとともに、當時見られた商人の徵稅請負人化の意義を論じる。ミーラーズ體制のもとでは、徵稅請負人は國家の取り分だけに關わる事象であり、その徵稅請負が社會全體の構造を變えてしまうほど國家のプレゼンスは大きなものではなかつた。

第三章「村落リーダーの擡頭と一八世紀の政治經濟變動」では、一八世紀におけるミーラーズ體制動搖の現われとして、同體制の「基幹的社會階層」であるミーラーズリーダーの間から「村落リーダー」という新しい階層が擡頭してきたことが論じられる。ミーラーズリーダーは、一つの村を單獨で、あるいは複数の株(シェア)に分けて「所有」し、その權利は農地にとどまらず、林や水といった村落内の全ての資源に及んでいた。この意味で、彼らは單なる土地所有者ではない「村落領主」であった。章の前半では、ミーラーズリーダーのあり方が『ミーラーズリーダー權益調査報告』に依據して檢討される。まず第一節では、ミーラーズリーダーが保有した株の規模と分布が示される。一八世紀末のジャヤギール地域全二〇一村の全ミーラーズリーダーおよそ一萬人弱が保有する株の内容を分析すると、彼らのほぼ九割が一から二村落にのみ株を保有し、また、その保有する株の規模が一村落分以下の者が全體の九割強を占めていたことが判明する。つまり、ミーラーズリーダーは基本的には村落レベルの存在であった。次に第二節では、ミーラーズリーダーの村落支配が在地社會レベルの廣域的なカースト構造によって支えられていたことが示される。ミーラーズリーダーの人名からカーストを推定すると、多くの村落では、少數のカーストがミーラーズリーダー權を寡占していたことが明らかになる。また、こうした少數カーストによるミーラーズリーダー權の寡占はマガン(ジャヤギール地域を構成する複数の「地域」と村落との中間の空間單位)のレベルでも確認できる。村落を超えたレベルでの寡占的なミーラーズリーダー・カーストの結合と、そうし

た彼らと他カースト集團との間で成立するカースト的支配從屬關係が、個々の村落に對するミラーシダールの支配を可能にしていたのであった。

第三節以降で、ミラーシダールの中から「村落リーダー」という新たな階層が一八世紀に擡頭したことが論じられる。「バーナード報告」には「村の長」あるいは「住民の長」が登場するが、彼らが免稅地を保有するのは一部の村だけであり、手當類は全く受け取っていない。こうした事實は、彼らの擡頭が新しい現象であり、彼らがミラーシダール層からなれば抜け出した存在であることを示す。彼らはミラーシダール層の間から擡頭したが、そのあり方はミラーシダールとの關係を含めて、ミラーシダールとは根本的に異なり、「村落リーダー」と呼ぶべき新たな階層を地域内で形成した。第四節では、村落リーダー擡頭の社會經濟的背景が論じられる。商業が發展する中で、商業を通じて富を蓄積した者たちを中心にミラーシダール權が頻繁に取引されるようになり、大都市を含む遠隔地在住者がミラーシダールとして在地社會に入り込んだ結果、ミラーシダールを支援してきたカースト構造が大きく變化し、村の共同體的結合は弱體化した。こうした状況のもとで、カースト構造に依據しない村落リーダーが擡頭することとなった。第五節は、南アルコット地域の「グラマツタン(村の長)」を事例として、村落リーダーのあり方が論じられる。「グラマツタン收支簿」という史料によれば、彼らは政府によって認められていない私的な徴收を行い、その額が村全體から徴收される地稅額の半分に及ぶ場合すらあった。また、同史料に記載された支出項目からは、彼らが村の諸活動のスポンサーにな

っていたことが分かる。彼らは政府が認めていない徴收を行う點で國家に對して自律的であったが、それだけではなく、職人の手當を着服する等、在地社會からも自律的に行動していた。グラマツタンに代表される村落リーダーは、ミラーシダールに依存していたのではなく、反對に、ミラーシダールを侵食して從來の政治社會秩序を脅かす一方で、自らの自律的な基盤を確立し、新たな社會を創り出していく存在であった。

「結語」では、村落リーダーの植民地化後の歴史が極めて簡潔に記される。植民地政府によって力を大きく削がれた彼らはミラーシダール層に埋没し、さらに、ミラーシダールの力もやがて植民地政府によって剝奪されることになった。

以上のような構成と内容の本書が、植民地期以前の南インド農村社會研究にもつ意義については、ここで改めて強調するまでもないであろう。膨大な數値史料が地理情報システム等を駆使して處理、分析されるなから(作成された圖表は膨大な數に上り、その一部は添附の CD-ROM に収録されている)、再生産體制としてのミラーシダール體制が理論的に再構築されていく本書は、構想力と實證性の點でこれまでの英領期以前の南インド農村社會研究とは一線を畫するものである。そうした重要性を前提としたうえで、ここでは評者が疑問と感じた點や、今後更なる検討が必要と思われる點を幾つか記すことにする。

第一に、本書で定式化されたかたちでのミラーシダール體制は、南インドにおいてどこまで普遍的に見られたのであろうか。水島氏はミラーシダール體制の「基層的社會階層」であるミラーシダールが南インドの大半の村に存在していたと記す一方で、ティルヴェ

ンディプラム地域にはミラーシダールが存在しなかったと推測している。タミル語圏内にミラーシダール不在の地域があることは、一部の研究者も既に指摘している。ミラーシダールを「基層」とするミラーラス体制は、南インドで必ずしも普遍的に見られなかった可能性が高い。その一方で、ミラーシダール不在地域であるティルヴェンディプラム地域においても、本書によれば、ミラーラス体制下におけるものと「基本的に同じ性格」の農業生産物配分が行われていた。また、一般的にミラーシダール不在地域とされるデカン高原のカンナダ語圏においても、一九世紀初頭に調査旅行したブキャナンの記録等にしたがえば、村長や職人を受け手とする類似した農業生産物配分制度が存在した。收穫の一定割合を職人の手當として分配する制度は、ミラーシダールの有無に關わらず南インド各地で廣く見られたことが推測される。この推測が正しいとすると、水島氏がミラーラス体制として一括してとらえる體制は、少なくとも二つの部分、つまり①南インドに一般的な職人等を對象とする生産物配分制度と、②一部地域にのみ發展したミラーシダールによる村落領有制度に分けて捉えることができるのではないであろうか。ミラーシダールが存在したジャーギール地域の記録である『バーナード報告』の内容にも、こうした區分を前提にはじめて整合的に理解できる部分があるように思われる。『バーナード報告』では、各種手當が支拂われた後、残った收穫物が國家と「耕作者」の間で分割されることになっている。この「耕作者」の取り分の中に、ミラーシダールが「領主」として得る「地代」分が含まれていると考えられるのだが、水島氏によれば、それは同報告に記録さ

れていない。『バーナード報告』（のものになった現地文書）が上記①部分のみに關する記録であったと捉えれば、上記②部分の一部であるミラーシダールと耕作者農民との間での生産物配分方法が記録されていないことは不自然ではなくなる。

評者の理解が正しければ、ミラーラス体制とは植民地期以前の南インド社會を把握するモデルとして提唱されたものである。モデルとしての一般性という観点からは、ミラーシダールを「基層」としないかたちでミラーラス体制を再定式化することが望まれるように思われる。

第二に、在地社會における權力構造の問題である。本書は、ミラーラス体制のもとの農業生産物配分方法を主に論じるため、やむを得ないことではあるが、在地社會の全體像を把握するのに必要と思われる他の側面——例えば、徵稅を含む行政や紛争調停の問題——は議論の枠組の外に取り残されている。生産物配分に關しても、取り分をめぐる争いが起こったときにそれを調停・裁定するのは誰であったのか、手當の「公正」な配分はどのように確保されたのか等、實際の配分に伴う諸問題はほとんど取り上げられていない。自律的とされる在地社會が自らを律する機制の解明は今後の課題として残されていると言えよう。本書では、ミラーシダールによる村落支配が言われているものの、その「支配」の中身、特に人を對象とした支配從屬關係が詳しく説明されているとは言い難い。

在地社會内の權力構造との關連で氣になったのが、『バーナード報告』に登場するデーシムクやカーヌンゴーが在地社會の中心核ではなく周縁に、「國家の官吏」として位置付けられている點

である。これらの役職は同時代のマラーター地方を中心としたデカンに広く見られた役職であり、同地方のミーラーズ体制と類似したワタン体制下の地域社会におけるリーダー的存在として、徴税や紛争調停で大きな役割を擔っていたことが知られている。同名の役職であっても、地域や時代によってその役割や性格が異なる可能性があることは勿論であるが、少なくとも本書には、ジャーギール地域のデーシユムクがデカン地方のそれとは異なる「官吏」的存在であったことを示す根拠は見当たらない。ミーラーズ体制下の在地社会内部における支配従属関係のあり方を議論するには、デーシユムク等の役割と性格の検討が不可欠であろう。なお、本書では史料からの引用を含めて、彼らについて「デイストリクトの長や書記」、「郡レベルの上級役人」、「縣レベルのデーシユムク」等の表現が用いられている。「デイストリクト」、「郡」、「縣」の間の関係、また、これらとジャーギール地域の下位区分である「地域」との関係はどのようになっているのであるか。また、ジャーギール地域内の行政・空間単位の現地語名稱として「バラガナ」と「シーマイ」の二つが登場するが、両者とともに「地域」に相当するのであるか。行政・空間単位との関連でさらに述べるならば、再生産の単位である「在地社会」の地理的範囲について、歴史上のある段階まではマガンに相当していたことを示唆する記述が見られるが、はっきりとは特定されていない。あるいは「在地社会」とは、實體的なものではなく方法論に關わる概念的なものであるか、より明解な説明が欲しいように思われる。

第三に、ミーラーズ体制とカースト体制との關係についての疑

問である。ミーラーシダールによる支配に關連して、本書では、村落とマガンの兩レベルでミーラーシダール權の寡占狀況、つまり、ミーラーシダールのカーストが少数に限られていたことが指摘され、そうした寡占的なミーラーシダール・カーストの廣域的な紐帯が彼らの支配を支えていたとされる。ミーラーシダール權が少数のカーストによって寡占されていたということは、言い換えれば、單獨のカーストによって獨占されていたのではないということになる。ミーラーシダールのカーストが「少数」であるという事實について、本書の議論は多数ではなく少数である點に着目し、ミーラーシダールのカースト的紐帯に基づく集團的結集が彼らの支配を支えたと言及のだが、これとは反對に、少数ではあっても單一ではない點に着目し、それが特定領域内のミーラーシダールの集團的結集を困難にしていたという解釋も可能な筈である。實際、水島氏の二〇〇六年發表論文では、單一カーストによる獨占狀況にないことが重視され、ミーラーシダールの地位の支えとして、彼らのカースト的紐帯ではなく、ミーラーシダール權そのものの強固さが挙げられている（「The Mirasi System as Social Grammar: State, Local Society, and Rajyat in Eighteenth-Nineteenth Century South India」, in Kimura Masaaki and Tanabe Akio (ed.), *The State in India: Past and Present*, New Delhi, Oxford University Press, 2006, pp.166, 179）。一八世紀末に見られたミーラーシダール權寡占狀況を歴史的にどのように位置づけるのか——例えば、獨占狀況の崩れた結果なのか、あるいは「本來的」なあり方なのか——は、ミーラーズ体制の一八世紀における變容の問題とも關わる重要な論點であると思われる。また、ミ

ラーシダール権を寡占するカーストの内部的紐帯（寡占的な少数のカースト間の関係の問題はとりあえず措いても）はどのようにして形成・維持されたのであろうか。本書では、カースト序列やカースト的紐帯が、ミーラーシダールによる支配との関連を中心にミーラーシダール体制存続の機制として言及されるが、そうした立論は假説の段階にとどまっているように思われる。カースト体制とミーラーシダール体制との関係についてはさらなる検証が必要であらう。なお、英領期以前のカースト体制を論じる際、英領期に普及した「カースト」を巡る諸言説を「事實」と誤認し、時間軸を過つて當てはめない慎重さが求められることは改めて述べるまでもないであらう。

第四に、本書では、在地社會の自律性と對になって、國家、特にヴィジヤナガラ王國解體以後の地域政權の脆弱さが強調される。しかしながら、十八世紀にジャヤギール地域を支配したアルコットのナワーブをはじめとする當時の南インド諸國家の脆弱さ、あるいは政治的混亂について本書で記された内容は一般的なものであり、英領期に植民地支配を正當化するべく編まれた歴史敘述中の否定的な一八世紀像と大きく異ならないように思われる。近年の研究では、一八世紀インド各地の諸政權が互いに抗争しながら、より「集權的」な統治體制の構築を試みたことが指摘されている。ナワーブがそうした政權であったのかはこれまでの研究からは明らかとなっていないが、同政權が「脆弱」であったことを所與の前提とするかのような本書の議論は説得力を缺くと一言わざるをえない。

國家が脆弱であったという論點と関連するが、ポリガールが國

家から自律的な軍事領主として位置づけられていることにも問題があるように思われる。「バーナード報告」中、ポリガールは治安維持の職分保有者として登場し、彼らのうち、数十村に權益をもつものが「政治的に非常に自律性の高い」「軍事領主的ポリガール」とされる。ここで疑問なのが、廣域で活動するとは言え、あくまでも治安維持を職分とする「見張人」が「領主」と呼ばれることである。水島氏は、タミル語圏南部マドゥライ地方の軍事領主的なポリガールを主な対象とした先行研究を援用して、ジャヤギール地域の大規模なポリガールを「軍事領主」と規定している。しかし、同じ「ポリガール」であっても地域によってその性格が異なる可能性はないのであろうか。少なくとも本書には、ジャヤギール地域の大ポリガールが「領主」と呼ばれるに値する政治的支配を同地域内で行っていたことを裏付ける史料は示されていない。本書は、軍事領主的ポリガールの例として「カラストリのラージャ」を挙げ、彼らの自律性の基盤が免稅村五村をはじめとするミーラーシダール体制内の諸權益であったことを指摘している。しかしながら、この「カラストリのラージャ」は、カラハステイ（マドラスの北西約一〇〇キロに位置する）を本據とし、ヴィジヤナガラ王國期まで遡る歴史をもつ支配者一族のことではないのであろうか。彼らは本據周邊に大領地をもち、免稅村五村というのはあくまでもジャヤギール地域内に保有する權益にすぎないと推測される。彼らの自律性を支えたのは、あくまでもその廣大な領地であつて、ミーラーシダール体制内の諸權益であつたとはいへない。また、その自律性の實態も、さらに慎重に檢證する必要があるように思われる。例えば、彼らが領地ではないジャヤギール地

域で「ポリガール」の職分をナワーブから與えられたのであるならば、それは、彼らが勢力を擴大させていく上で國家との結びつきが一定の役割を果たしたことを示すのではないであろうか。またそれを國家の側に即して言うならば、國家はミーラーズ體制の職分を外務者（ここでは「カラストリのラージャ」）に與えられただけの支配力を在地社會に及ぼしていたことになる。在地社會が高度な自律性をもつという本書の立論も、再検討の餘地があると言えよう。

第五に、一八世紀にミーラーシダール權賣買が頻繁化し、ミーラーズ體制が動搖したとされる點への疑問である。本書では、商工業の發展によるミーラーシダール權賣買の頻繁化が、遠隔地や大都市在住のミーラーシダールを生み、ミーラーシダールの支えとなっていたカースト構造を弛緩させたとされる。カースト構造とミーラーシダールとの關係の問題性については既に論じたが、それを措いても、一八世紀にカースト構造の動搖が見られたのか本書の議論は説得的ではないように思われる。一八世紀のカースト構造の動搖が主張される一方で、その一八世紀末に作成された史料の分析から、村やマガンにおいて少數カーストがミーラーシダール權を寡占していたことと、約九割のミーラーシダールが一から二村にだけ株をもつ「村落レベルの存在」であつたことが指摘される。つまり、この史料からは、全體として見れば、カースト構造の動搖もミーラーシダールの地位の流動化も認められないということになるのではないであろうか。一八世紀、ミーラーシダール權が賣買され、大都市在住のミーラーシダールが存在したはその通りなのであるが、そうした事象は全體から見れば

「例外的」であつたという解釋はできないのであろうか。南インドなかでもタミル語圏では、土地に對する權益の賣買がチョーラ朝期には既に行われていたことが、先行研究で明らかにされている。チョーラ朝期に賣買された權益とミーラーシダール權との異同はよく分からないが、本書の課題に照らし合わせるならば、單なるミーラーシダール權賣買の事實ではなく、賣買が一八世紀に頻繁化したことをより明確に示す必要があろう。

第六に、「村落リーダー」の擡頭について、本書では、商工業の發展という社會經濟的要因が主に論じられているが、前述した近年の研究動向が指摘する地域政權による在地支配強化の試みとの關連から検討すべき餘地も残されているように思われる。例えば、村落リーダーの例として取り上げられるグラマッターンは、「不法な徴收をしていると呼ばれているのであるから」、「行政的な意味の村長」ではないとされる。しかしながら、不法な徴收が「合法的」な徴税と並行して行われていた可能性はないのであろうか。少なくとも、不法な徴收という一點をとって、彼らが「行政的な意味の村長」ではなかつたという結論は下せないであろう。彼らによる不法徴收の例として、「政府への課税帳簿から除外され」た免稅地を「政府の土地（課稅地）として」、そこから「地代」を徴收することが擧げられているのを見ても、彼らが徴税に携わる「行政的な意味の村長」であつた可能性は高いように思われる。實際、ジャーンギル地域の西に位置する同じタミル語圏のバーラーマハル地方では、マイソール王國のもとで村長が任命され、強化された徴稅行政の一端を擔つていた。村長が不法徴收到象徴される國家から自律した行動をとるようになっていったとし

でも、彼らの力の源泉として村長職の地位と権限がもつ意味は小さくなくなることが想像される。なお、本書にも村落リーダーの擡頭と支配権力との關係を示唆する記述が見られる（例えば、二二三頁）。假に、ミーラーズ體制の解體を招く村落リーダーの擡頭が、國家を後ろ盾にしたものであったならば、國家はミーラーズ體制に依存した存在であるという本書の立論のひとつは見直さなければならなくなるであろう。

ところで「序論」によれば本書の主題は、在地社會と外部世界とをつなぐ「中間者」としての村落リーダーの擡頭であった。しかし、グラマツタンについて「行政システムの中で村の長として存在していたわけではない」と強調することは、彼らの「中間者」としての機能を分かり難くしているように思われる。少なくとも行政・徴税の側面に關しては、彼らは村落と國家をつなぐというよりも、反對に、兩者の間に據り、その間隙をさらに廣める存在に見えてしまうのである。

以上のように、本書で展開される議論には、史料解釋や史料による裏付けという點で説得的ではないと感じられる箇所が見られる。その原因の一端は、本書が主に依據した史料と本書で設定された課題との間に埋め難い空隙があることに求められるように思われる。本書は植民地化前後に作成された當時の「現況」に關する記録に基本的に依據している。その一方で著者の問題關心は、記録作成段階の農村社會構造を説明するにとどまらず、そうした構造を歴史的變化の相において捉える方向に向かう。つまり、一八世紀末という歴史上の一時點における共時的な數値史料のなかに、通時的な歴史的變化（の痕跡）を読み取ることになるのだが、

それが必ずしも説得的ではないのである。また、在地社會の構造やその自律性という複雑な問題を論じる素材として、農業生産物配分方法等を記録する數値史料は充分なのであろうか。勿論、本書では數多くの記述史料も利用されているが、それらは全てイギリス史料であり、國家との關係を含む在地社會のあり方や、その歴史的變動を説明する史料としては限界があると言わざるをえない。在地の歴史を記した所謂「カイフイヤット」文書や刻文等の現地語史料をあわせて利用する研究が俟たれる。

ミーラーズ體制という共通の「社會的文法」の上に國家や在地社會等が自律的に並存するという圖式は、「國家と社會」の二分法を超えて全體社會を把握する試みとして評價されるべきであろう。しかしながら、これまでに指摘したような論證に關わる疑問を別にしても、在地社會が脆弱な國家に對して自律的に存在することを強調する本書の議論は、諸王朝の盛衰から超然として存在する村落共同體という舊來のインド史像を思い起こさせる。勿論、本書では「村落」ではなく、村落を超えた「在地社會」が再生産の單位として取り上げられているのだが、その社會經濟構造の支えとしての「カースト」の役割を強調する點、單位の自己完結性を想定する點でも、村落共同體論との類似性が強く感じられる。

また、本書では、ミーラーズ體制内の職分/取り分權という意味でのミーラーズ權のなかに、國家の徴税權をはじめ、おそらくは當時は「ミーラーズ權」と呼ばれていなかったであろう權益も含まれている。このこと自體は、ミーラーズ權を分析概念として用いることをはっきりとさせれば、問題とされるべきことではない。しかし、徴税權まで含む多種多様な權益をミーラーズ權と一括り

にしたとき、モデルとしてのミラーズ体制の明晰性や包括性は増すであろうが、その一方でモデルが捕捉できない、あるいは、隠してしまう社會の複雑な部分もまた大きくなるのではないであろうか。「國家と社會」を相互に關係付けながら包括的に把握、記述するにはどうしたらよいのか、そうした方法論上の模索は前近代南インド史研究にとって今後も大きな課題として残り続けるであろう。

最後に瑣末なことではあるが、本書には固有名のカナ表記や形式等に關する不備がやや目立つ。例えば、同じデータをもとに作成された表と圓グラフで數値が異なったり(四三頁)、全く同じ

内容の二つの表が異なる表題で續けて登場したりする(六八―六九頁)。形式上の不備とは異なるが、アルコットのナワープのひとりとして言及される「マフフズ・カーン」(一二五頁)は、ナワープの一族ではあるもののナワープ位についたことはないのではなからうか。また、先行研究の紹介と批判の中で *portfolio capitalist* に「無任所資本家」の譯語をあてているが、逆説的な意譯としても疑問を覺える。

二〇〇八年二月 東京 東京大學出版會

A 五版 xii 十二六〇頁 [CD-ROM付] 一〇〇〇〇圓